

印西市地域福祉計画推進委員会設置条例（令和6年9月26日条例第30号）

最終改正：

改正内容:令和6年9月26日条例第30号【令和6年12月1日】

○印西市地域福祉計画推進委員会設置条例

令和6年9月26日条例第30号

印西市地域福祉計画推進委員会設置条例
(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。)第107条の規定に基づき、市が策定する印西市地域福祉計画(以下「計画」という。)を推進するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、印西市地域福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) 計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 計画の推進及び評価に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 社会福祉関係者
- (4) 地域福祉活動を実践している者
- (5) 保健医療関係者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(会議の書面開催)

第7条 委員長は、会議を招集する暇がないと認めたときは、期日を指定して書面により委員の賛否を求め、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

2 前項の場合において、指定の期日までに到着しないものは、議決の数に加えないものとする。

(関係者の出席等)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見又は説明を述べさせ、資料の提出を求めることがある。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年12月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)

2 この条例の規定による委員会の委員の委嘱に関し必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第23号)の一部を次のように改正する。
(次のように略)